

青 食 安 号 外
平成22年5月27日

青森県農林水産部
食の安全・安心推進課長
(公 印 省 略)

平成22年度青森県農薬危害防止運動啓発チラシ等の配布について

本運動の実施については、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、この度別添のとおり啓発チラシを作成したので、配布いたします。
なお、チラシのPDFファイルをアップルネットに掲載しているので、御活用ください。
(<http://apple.net.pref.aomori.jp/dataout/69/21/21.html>)

記

- 1 平成22年度青森県農薬危害防止運動啓発チラシ：50部
- 2 クロルピクリン安全使用ポスター：1部

担当：環境農業グループ
木村主査
電話：017-734-9353
Fax：017-734-8086



青森県建設業協会 2010年5月26日



夏場は病害虫などの発生が多くなるため、防除のために農薬を使用する機会が多くなります。
青森県では、5月1日から8月31日を「農薬危害防止運動」の実施期間と定め、農薬を正しく使い、適切に管理する取組みを進めています。

5/1~8/31

平成22年度
青森県

農薬危害防止運動

実施中

主催 ◎青森県

共催 ◎全国農業協同組合連合会青森県本部 青森県農薬商業協同組合

青森県農業共済組合連合会 (社)青森県植物防疫協会

1 農薬使用前には、必ず農薬ラベルの内容を確認しましょう

- 農薬のラベルには、その農薬の適用作物や使用時期、希釈倍率、使用量、成分総使用回数などの「使用基準」が記載されています。
- 使い慣れた農薬でも、**今一度ラベルをよく確認しましょう。**



2 散布器具を点検しましょう

- 前回使用した農薬が散布器具に残ったまま使用すると、薬害や収穫物に農薬が残留する場合があります。
- 農薬の使用前には、**散布器具がきちんと洗ってあるかどうか確認し**、使用後には、散布器具を速やかに洗いましょう。



3 散布の際は、周辺に農薬を飛散させないようにしましょう

- 周辺の農作物や、一般住宅、畜舎、みつばちなどに**飛散しないよう**、風の向きや強さに気をつけるなど、細心の注意を払いましょう。

飛散注意!

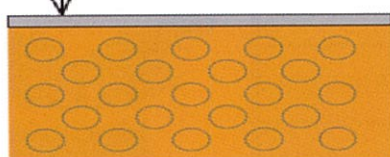


- 散布の際には、近くの住民や農家、養ほう家に対して、散布時期、使用する農薬などを**事前に連絡しましょう。**
- また、近くでみつばちを放している場合は、みつばちへの影響が大きい農薬(左のマーク)の使用は控えましょう。

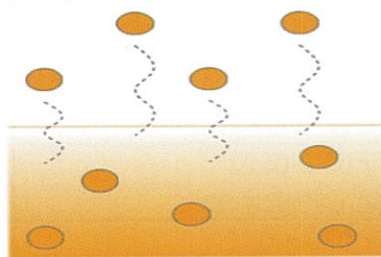
4 クロルピクリン剤などを使用する際は、必ず「被覆」しましょう

- クロルピクリン剤などの土壌くん蒸剤は、ガスが地上にもれ出すと、作業員だけでなく、近くの住民や家畜にも影響を与えることとなります。
- 被害を防止し、消毒効果を高めるためにも、**ポリエチレンフィルムなどでしっかりと「被覆」**してください。

被覆材
(ポリエチレンフィルム等)



被覆した場合

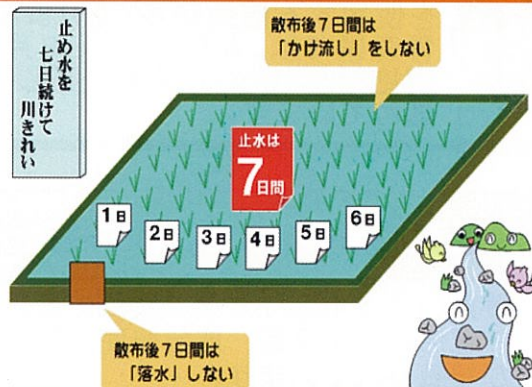


被覆しない場合



5 水田で使った農薬が河川に流れ出るのを防ぎましょう

- 除草剤などの農薬を散布したら、効果を高め、河川への流出を防ぐため、散布後**7日間**は**止め水にし**、落水やかけ流しはしないでください。
- また、畦畔の穴を埋めるなどして漏水を防ぐための整備も必要です。
- 大雨や長雨が予想される場合は、農薬の使用を控えましょう。



6 農薬を使ったら「使用記録」を残し、すべての農薬は施錠して保管しましょう

- 農薬を使ったら、**必ず次のことを記帳**しましょう。今後の防除計画に役立つほか、農薬を正しく使っていることを証明する大事な資料になります。

使用年月日、使用場所、対象作物、農薬名、使用量、希釈倍率

- 農薬は、毒物・劇物だけでなく、**すべての農薬を専用の保管場所に鍵をかけて保管**してください。

防除日誌

作物名 ふどう 氏名 青森野 正直
品 種 〇〇〇 地 番 2-3 面積 1.0a

月 日	対象病虫害	薬 剤 名	倍 率・使用量	メ モ
4/15	晩腐病	〇〇液剤	250倍	
5/12	フタテンヒメ ヨコバイ	△△水和剤	2000倍	昨年より発生 早め
6/3	灰色かび病	××水和剤	800倍	
⋮				

7 健康管理に注意し、農薬中毒などの事故を防ぎましょう

- 農薬事故の多くは、マスクや防除衣などの装備が不十分であったり、体調が万全でないまま作業に従事したり、強風下で散布するなど、作業者の不注意により発生しています。
- 日頃の健康管理に十分留意するほか、体に異常を感じたら、すぐに医師の診断を受けましょう。

■体に異常を感じたら・・・

農薬の中毒症状は様々あり、おう吐、下痢、腹痛、頭痛、かぶれ等があります。散布中や散布後、体に異常を感じたら、農薬の容器を持って、ただちに医師の診断を受けてください。

なお、処置法等が不明の場合は、医師から「日本中毒センター」に問い合わせてもらってください。

◇財団法人 日本中毒情報センター (<http://www.j-poison-ic.or.jp/>)

中毒110番	一般向け(情報提供無料)	医療機関向け(1件2,000円)
○大 阪(365日24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
○つくば(365日:9:00~21:00)	029-852-9999	029-851-9999

注) 中毒原因物質の特定が重要ですので、農薬の容器を手元において電話をしてください。

農薬の適正使用に関するお問い合わせは・・・

	名称	所在地	電話
○	青森県農林水産部 食の安全・安心推進課	〒030-8570 青森市長島1-1-1	017-734-9353
○	青森県病虫害防除所	〒036-0522 黒石市田中82-9	0172-52-9500
○	青森県病虫害防除所 (六戸町駐在)	〒033-0071 上北郡六戸町大字犬落瀬字柳沢91	0176-53-7631
○	最寄りの農薬適正使用相談所(各地域県民局地域農林水産部に設置) お問い合わせは、農業普及振興室又は普及分室まで		



この印刷物は10,000部作成し、印刷経費1部あたり2.4円です。